

調達改善の取組

限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるため、「調達改善の取組の推進について」（平成25年4月5日行政改革推進本部決定）に基づき、以下により、政府全体として調達改善の取組を推進することとしている。

- ・各府省庁は、毎年度調達改善計画を策定、年2回自己評価を実施し、結果を公表する。
- ・行政改革推進会議は、各府省庁の自己評価結果を点検し、調達改善のノウハウの共有化等を図る。

今般、行政改革推進会議は、各府省庁の令和3年度調達改善計画の自己評価結果について、歳出改革等WG委員（※）によるヒアリング結果等を踏まえ、点検を実施した。

※有川博委員、石堂正信委員、川澤良子委員、瀧川哲也委員

点検結果の概要

(1) 共通的な取組

① 調達改善に向けた審査・管理の充実

事前・事後審査の審査対象を拡大するなどこれまで構築されてきた体制の強化や、事後審査で用いる一者応札の改善項目をまとめたチェックリストの改善が進められるなど、審査・管理の更なる充実が図られている。

②・③ 地方支分部局等における取組の推進及び電力調達・ガス調達の改善

複数庁舎分まとめて一括調達とした結果、コスト削減となった事例や、競争性確保やコスト抑制に留意しつつ、再生可能エネルギー比率の高い電力調達を実現した事例が多く見られた。

(2) その他の取組

○ 調達事務のデジタル化

電子入札・電子契約を原則として、入札関連資料を全てシステム上で取得できるようにするなど、電子調達システムの利用促進が図られ、利用率の向上が見られた。 ※令和7年3月までに電子入札率80%、電子契約率50%が目標とされている（規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定））。

○ 調達改善に資する情報共有等

調達改善に資する実践的ノウハウ等の情報共有を効率的・効果的に実施するため、行革事務局は調達実務担当者を対象とした勉強会の開催、各府省庁の優良取組事例を掲載した電子掲示板の開設を行った。

(3) 今後の取組 各府省庁は、行革事務局の情報提供により共有されたノウハウ等を参考にしながら、審査・管理の充実、調達事務のデジタル化等の取組をさらに強化していくことが必要。